

○中津川市宅地造成事業指導委員会設置要綱

(昭和47年8月1日)

改正	昭和58年4月1日	平成13年4月1日	平成28年3月28日
	昭和60年4月1日	平成15年3月31日	平成31年3月29日
	昭和63年6月1日	平成21年10月1日	令和元年11月28日
	平成4年7月1日	平成23年4月1日	令和5年3月31日
	平成8年3月29日	平成24年4月2日	令和6年3月29日
	平成11年1月25日	平成26年4月1日	令和7年3月25日
	平成12年4月1日	平成26年11月4日	

(設置)

第1条 中津川市宅地造成事業に関する指導要綱(昭和47年8月1日施行)第4条に基づき造成主より提出された宅地造成事業協議書を審査するため、中津川市宅地造成事業指導委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(組織)

第2条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長、副委員長及び委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(委員長)

第3条 委員長は、委員会を統轄する。

2 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

(委員会の招集)

第4条 委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

(意見の聴取)

第5条 委員長は、造成主を委員会又は現地協議に出席させ、説明を求めることができる。

2 委員長は、宅地造成事業の協議において必要に応じ、市長、副市長及び関係部課長の意見並びに助言を得ることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、受付担当課においてこれを行う。

2 国土利用計画法(昭和49年法律第92号)に基づく届出、都市計画法(昭和43年法律第100号)に基づく開発行為許可申請及び岐阜県土地開発事業の調整に関する規則(平成12年岐阜県規則第44号)に基づく申出等に伴う県知事への意見書の進達もこの要綱によることができる。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、昭和47年8月1日から施行する。

附 則(昭和58年4月1日)

この要綱は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則(昭和60年4月1日)

この要綱は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則(昭和63年6月1日)

この要綱は、昭和63年6月1日から施行する。

附 則(平成4年7月1日)

この要綱は、平成4年7月1日から施行する。

附 則(平成8年3月29日抄)

(施行期日)

1 この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成11年 1 月25日抄）
（施行期日）

1 この要綱は、平成11年 2 月 1 日から施行する。

附 則（平成12年 4 月 1 日）

この要綱は、平成12年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成13年 4 月 1 日抄）

（施行期日）

1 この要綱は、平成13年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成15年 3 月31日）

この要綱は、平成15年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成21年10月 1 日）

この要綱は、平成21年10月 1 日から施行する。

附 則（平成23年 4 月 1 日）

この要綱は、平成23年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成24年 4 月 2 日）

この要綱は、平成24年 4 月 2 日から施行し、平成24年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成26年 4 月 1 日）

この要綱は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成26年11月 4 日）

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則（平成28年 3 月28日）

この要綱は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成31年 3 月29日）

この要綱は、平成31年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和元年11月28日）

この要綱は、令和元年12月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 3 月31日）

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年 3 月29日）

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 7 年 3 月25日）

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。